

西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-2：児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例別表第1第3の項 西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）第1条及び第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。第1条 この条例は、児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の心身の健やかな成長に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。第3条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、西東京市の区域内に住所を有するものに支給する。（1） 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（2） 20歳未満の者であって、次に掲げる程度の障害を有するものア 知的障害者であって、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるものイ 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるものウ 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>西東京市児童育成手当条例西東京市児童育成手当条例施行規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令31条 項1号</p>	<p>西東京市児童育成手当条例第5条</p>
<p>事務の内容</p>	<p>児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>児童育成手当（うち育成手当に限る）の受給資格及び手当の額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令31条 項1号イ</p>	<p>西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p>	<p>当該申請に係る児童（以下「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p>
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ア	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第27条第1項第3号又は第2項の措置に係る部分に限る。）	手当支給児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第1項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第5号及び第7号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	手当支給児童及びその父又は母に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ニ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条、第4条、第5条第2項、第7条第8号及び第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養親族に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ホ	西東京市児童育成手当条例施行規則第7条第1号及び第10条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者との同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	手当支給児童及び手当支給児童との同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	西東京市児童育成手当支給条例第11条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項又は第2項の支給の停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条、第4条、第7条第8号及び第9号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	西東京市児童育成手当条例第7条西東京市児童育成手当条例施行規則第13条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号イ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	当該届出に係る児童（以下「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ロ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第1項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第1条及び第7条第5号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童及びその父又は母に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第1号西東京市児童育成手当条例施行規則第3条、第4条、第7条第8号及び第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ホ	西東京市児童育成手当条例施行規則第13条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	現況届出児童及び現況届出児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ハ	西東京市児童育成手当条例第3条第2項第2号西東京市児童育成手当条例施行規則第6条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報	現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号	西東京市児童育成手当条例施行規則第13条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出（育成手当に限る）に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号イ	西東京市児童育成手当条例第11条西東京市児童育成手当条例施行規則第1条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考		
----	--	--

届出情報

届出日	2016年10月11日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	